阿久根市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項並びに同条第２項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、下記のとおり公表する。

令和８年５月12日

阿久根市監査委員　花田清治
同　竹之内和満

記

１　監査の対象及び期日

市　民　課　令和８年４月８日から４月17日まで

※　三笠支所、大川出張所及び大川診療所を含む。

２　監査の対象事項　令和７年度の財務に関する事務執行等（令和８年３月末現在）

３　監査の結果　別紙のとおり

定期監査報告書

1　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定に基づく監査並びに同条第２項の規定に基づく監査

2　監査の対象

市民課、三笠支所、大川出張所及び大川診療所が所管する令和７年度予算に係る財務に関する事務の執行等

3　監査の実施期間

令和８年４月８日から４月17日まで

4　監査の着眼点

阿久根市監査委員監査規程第４条に規定する次の項目について実施した。

(1)　事業の管理状況

(2)　事業の執行状況

(3)　財政及び出納の状況

5　監査の実施内容

阿久根市監査基準に基づき、令和７年度の財務に関する事務の執行及び管理運営等が関係法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類について、照合、調査及び確認の実査後、必要に応じて関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部について実施した。

6　監査の結果

(1)　総括

財務監査の結果、条例、規則等に基づき、適正に執行されていることを認める。

⑵　意見

ア　窓口業務について

戸籍事務、住民基本台帳事務、国民年金事務、国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事務については、関係法令に基づく多種多様な届出や申請等が行われる中で、国の「ＤＸ推進計画」に基づき、事務の標準化に伴うシステム改修が行われてきているところである。

引き続き、システム改修後の事務の円滑な移行とともに、今後の事務の効率化に努めながら、当該事務に係る申請等についても、市民への懇切、丁寧な説明による適切な接遇などで、行政に対する信頼の高めていただきたい。

また、窓口業務のより良いあり方等についても、随時、研究していただきたい。

イ　「阿久根市防衛協会」の充実について

「阿久根市防衛協会」（以下、「会」という。）は、防衛意識の高揚を図り、自衛隊の活動を支援するなど、地域社会の平和と発展に寄与するという目的で、令和５年３月に設立されたところであり、会の目的達成のための事業に自衛官募集に関する事業等も含まれているところである。

自衛官募集業務は、市が執り行う事務でもあり、そのための広報及び募集業務の活動をさらに推進していくために、会との連携協力体制をさらに構築しながら、会の活動が充実するよう支援していただきたい。

ウ　健全で持続的な国民健康保険事業の運営について

令和６年度における、本市の国民健康保険事業の一人当たりの保険給付費は、53 万 1,000 円（引用資料：各市「令和６年度財政状況資料集」）であり、県内 19 市中３番目に高い状況となっている。

一方、本市の一人当たりの令和６年度国民健康保険税収入額は、８万 5,000 円（同資料から引用）であり、県内 19 市中、高い方から 13 番目となっている。

このような状況の中で、国民健康保険特別会計における法定外繰入金は、近年減少してきており、令和３年度及び令和４年度における当該繰入金は０円となるなど、国保財政における健全化対策については、一定

の成果を上げていると評価するところである。

しかしながら、令和５年度は、2,890 万円、令和６年度においては、2,470 万円の法定外繰入金を生じていることなどから、引き続き、給付の状況及び負担のあり方を、総合的な見地から判断する中で、市民の健康の保持・増進を図り、健全で持続的な国民健康保険事業の運営のために、国保財政の健全化の推進に努めていただきたい。

エ　大川診療所について

大川診療所は、昭和 37 年４月に開設され、平成 24 年度から現在の診療体制で運営しているところである。

近年、患者数の減少等による厳しい経営状況が続いてきているところではあるが、地域の実情、諸般の事情等を総合的に検討し、当分の間は、現在の方式で運営することになっている。

引き続き、本診療所の運営等については、地域住民の医療の確保及び健康の保持、安心確保のため、地域住民の意向を十分尊重するなど、総合的な見地から検討していただきたい。

オ　準公金の管理について

市民課が事務局として、準公金の管理及び出納事務を行っている「出水地区国民健康保険団体協議会」の事務の執行状況を確認したところ、関係帳簿の作成、預金通帳及び印鑑の管理が適切に行われている。

引き続き、適切な事務の執行及び関係書類等の管理に努められたい。

(3)　指導事項

ア　財務事務について

財務事務の中で、支出負担行為書に保管しておくべき資料を支出命令書に添付したことなどにより、当該支出負担行為書の添付資料に不備が生じているもの、記載事項にもれがあるものなどが散見されたので、適切に処理すること。

イ　服務について

(ｱ)　出退記録について

出張中のため、出退記録に登録できない場合については、後日、勤務時間に応じた出退勤の記録を訂正申請して、是正することになっているが、当該処理が行われていないものが散見されたので、是正すること。

(ｲ) 時間外勤務命令簿について

時間外勤務の集計において、集計区分の取扱いに不備があるものがあったので、それについては速やかに訂正すること。

(ﾛ) 旅行命令簿等について

市内旅行命令簿（会計年度任用職員）について、出張時間などの記載もれが見られたので、それらについては、速やかに是正すること。